

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

アスファルト混合物事前審査制度における 試験機関の公募について

アスファルト混合物事前審査制度は、学識者、中国地方整備局及び5県2政令市等で構成するアスファルト混合物事前審査委員会が、公共工事等で使用する加熱アスファルト混合物等の品質を事前に審査・認定することで、工事毎、混合物毎に必要な基準試験等の簡略化を可能にし、発注者、施工者及びアスファルト混合物製造者の業務の合理化、省力化ならびにアスファルト混合物の安定した品質の確保を図ることを目的としています。

この度、令和3年1月から本制度の運用に係るアスファルト混合物の試験を実施するための試験機関について、下記のとおり公募することとしましたのでお知らせします。

公募要項の交付期間、公募要項の交付場所及び申請書類の提出先は下記のとおりです。

○公募要項の交付期間

令和2年10月1日（木）～令和2年10月22日（木）

○公募要項の交付場所及び申請書類の提出先

広島県広島市中区上八丁堀6番30号

【担当部署】国土交通省 中国地方整備局 企画部 技術管理課 検査係

電話 082-221-9231（代表） 内線3313

※公募要項の交付は、担当部署にて行います。

また、中国地方整備局HP → 記者発表 に公募要項を掲載しています。

記者発表資料URL：<http://www.cgr.mlit.go.jp/kisha/202010/201001-2top.pdf>

< 問い合わせ先 >

中国地方整備局

082-221-9231（代表）

企画部 総括技術検査官

ふじ はら まさる
藤原 優 （内線3117）

企画部 技術管理課 課長補佐

まえ だ たか ひろ
前田 孝弘 （内線3313）

【広報担当窓口】

広報広聴対策官

か とう こう し
加藤 浩士 （内線2117）

企画部 環境調整官

ご とう とし ひさ
後藤 寿久 （内線3114）

アスファルト混合物事前審査制度 指定試験機関
公募要項

令和2年10月

アスファルト混合物事前審査制度検討委員会

目 次

1. はじめに	2
2. アスファルト混合物事前審査制度の概要	2
3. 実施期間に関する事項	3
4. 公募参加資格要件等	3
5. 申請書類について	7
6. 公募要項及び申請書の交付等	7
7. 申請書類の提出先	8
8. 公募要項の内容についての質問の受付及び回答	8
9. 公募の審査結果等について	8
10. 試験機関の指定について	8
11. その他	9

1. はじめに

アスファルト混合物事前審査制度(以下、「本制度」という)は、発注者、施工者及びアスファルト混合物製造者の業務の合理化、省力化ならびにアスファルト混合物の安定した品質の確保を図ることを目的とするものである。

本制度の運用により、アスファルト混合所から出荷されるアスファルト混合物をアスファルト混合物事前審査制度検討委員会(以下、「制度委員会」という)が選定するアスファルト混合物事前審査委員会(以下、「審査委員会」という。)において審査認定することにより、工事毎、混合物毎に実施している基準試験練り等の省略が可能である。

審査委員会では中国地区で製造される加熱アスファルト混合物(以下、「一般混合物」という。)および再生加熱アスファルト混合物(以下、「再生混合物」という。)の事前審査に関する基本的事項について定め、申請されたアスファルト混合物(以下、「混合物」という)の認定にあたって、公平・公正な審査を行うことを目的としており、それらの申請混合物の確認試験を行うにあたり、指定された試験機関に試験を依頼し審査を行っている。

2. アスファルト混合物事前審査制度の概要

本制度は、アスファルト混合物の事前審査を行うため、以下に掲げる内容を実施している。

(1) 本制度の概要

1) 審査機関

アスファルト混合所で製造されるアスファルト混合物について、製造者の申請に基づきその品質を事前審査する。なお、審査機関はアスファルト混合物事前審査委員会(以下、「審査委員会」という)、立会立入部会、及び事務局で構成する。

2) 審査委員会

アスファルト混合物事前審査要領に基づき審査及び合否の判定に関する業務等を実施するため、審査機関内に設置する。

審査委員会は、学識者、中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、広島市、岡山市、アスファルト合材中国地区連絡協議会から選出した委員で構成する。

3) 立会立入部会

立会審査及び立入調査を実施するため、審査委員会内に設置する。

4) 事務局

審査委員会の運営に係る業務等を実施するため、審査機関内に設置する。

5) 立会審査

申請時に立会立入部会の部会員(以下、「部会員」という)が確認試験用供試体の作製に立会、混合所設備、使用材料等を確認、調査する。

6) 立入調査

部会員がアスファルト混合所に立入、自主管理実施状況、留意事項の処置等について確認する。

7) 指定試験機関

指定試験機関とは、確認試験を行うために、審査委員会で指定された試験機関をいう。なお、現在の指定試験機関は一般財団法人広島県環境保健協会である。

8) 審査及び合否の判定

事務局から提出された資料に基づき、アスファルト混合物の品質管理について、審査委員会が判定する。

9) 認定

審査委員会の審査結果に基づき、審査委員会の長がアスファルト混合物を認定する。

10) 制度委員会

制度委員会は、本制度を中国地区で適用を図るために設置されており、本制度の導入に関すること、本制度の要領等に関すること、アスファルト混合物の事前審査を行う審査機関の中国地方整備局長への推薦に関すること、その他制度委員会が必要と認めた事項の審議に関することを所掌事務としている。

委員は、中国地方整備局、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、広島市、岡山市で構成されている。

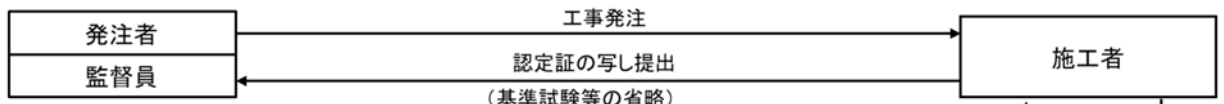
事務局は、中国地方整備局企画部技術管理課に置いている。

(2) 本制度の実施体制

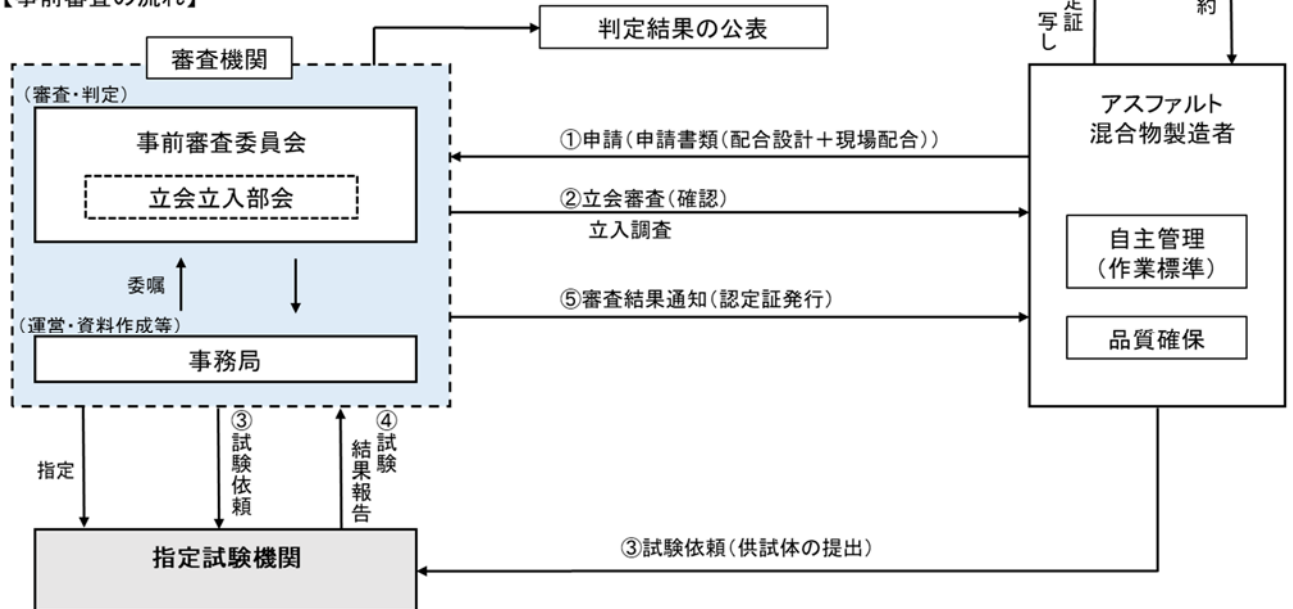
本制度の実施体制を以下に示す。

アスファルト混合物事前審査制度の実施体制

【工事施工の流れ】



【事前審査の流れ】



3. 実施期間に関する事項

本制度による試験機関としての指定期間は以下のとおり予定している。

指定期間：審査委員会による指定試験機関としての通知日から指定解除日まで

指定解除申請があった日から指定解除日は半年間として、試験機関の引継ぎ期間とする。

4. 公募参加資格要件等

(1) 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 会社更生法(平成14年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第154号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- 3) 申請書類の提出期限日から審査機関指定の時までの期間が、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) アスファルト混合物を製造する企業が試験機関に指定された場合には、自らが製造又は資本関係・人的関係がある者が製造するアスファルト混合物について当該事前認定の審査をすることはできない。但し、社団法人及び公益法人等はこの限りではない。
- 6) 中国地方整備局管内に業務拠点を有するものであること。

(2) 共同企業体

4. (1) 1) から6) に掲げる条件を満たした者により構成され、業務特性や地域特性に応じた分担業務となっている共同企業体であること。構成員の数は3社までとする。

なお、本公募要項に係わる共同企業体については、出資比率、構成員、構成員により決定した代表者を明示した書類(書式自由)を申請書類に添付すること。また、選定された場合においては、指定までに共同企業体協定書を公募担当部署(制度委員会事務局)へ提出しなければならない。(提出しない場合は指定しない。)

(3) 申請書類の提出に関する要件

- 1) 公募参加申請書を提出する者は、中国地方整備局管内に営業拠点(予定専門技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有する者であること。
- 2) 単体企業について重複申請(上記“4. (1)の単体企業”と“4. (2)の共同企業体”として重複した申請、また複数の共同企業体の構成員となること)は認めない。

(4) 試験機関に関する要件

- 1) 試験機関は、年4回の審査委員会で審議する4地区(島根県全域、広島県(2地域)、山口県全域)での確認試験を期限までに実施し、正確な下記試験の試験データを審査機関に提出できること。

① 確認供試体の試験項目

確認試験用供試体の試験項目は、以下のとおりとする。

- a. 締め固めたアスファルト混合物の密度試験(以下、「密度試験」という。)
- b. マーシャル安定度試験(以下、「安定度試験」という。)
- c. アスファルト抽出試験(以下、「抽出試験」という。)
- d. 抽出後の骨材ふるい分け試験(以下、「ふるい分け試験」という。)
- e. ホイールトラッキング試験

② 確認試験用供試体の試験個数

確認試験用供試体用の試験個数は、以下のとおりとする。

- a. 密度試験・安定度試験は混合物に対して3個の試験を行い、マーシャル特性値は3個

の平均値で評価する。

- b. 抽出試験は、抽出試験用供試体6個のうち3個の試料について試験を行ない、その平均値で評価する。
- c. ホイールトラッキング試験は、混合物に対して3個の試験を行ない、その平均値で評価する。

③確認試験用供試体の試験方法

確認試験用の供試体の試験方法は、下記によるものとする。

a. 密度試験

試験法便覧「B008 締め固めたアスファルト混合物の密度試験方法」に準拠する。

b. 安定度試験

試験法便覧「B001 マーシャル安定度試験方法」に準拠する。

c. 抽出試験

試験法便覧「G028 アスファルト抽出試験方法」のソックスレー抽出法あるいは遠心分離法に準拠する。

d. ふるい分け試験

試験法便覧「A003 骨材のふるい分け試験方法 (JIS A 1102 に準拠)」に準拠する。

e. ホイールトラッキング試験

試験法便覧「B003 ホイールトラッキング試験方法」に準拠する。

2) 確認試験の数量と試験結果の提出

- ①試験機関は、事前審査において4地区(島根県全域、広島県(2地域)、山口県全域)に分けて実施された立会審査・立入調査における確認試験を行うことができること。
- ②立会審査では全ての申請混合物について確認試験を行い、立入調査では認定混合物1種類について確認試験を行うことができること。
- ③以下に令和元年度における地区別の数量、確認試験費用及び委員会までの試験結果の提出期限を参考として示す。

■ 事前審査における地区別の確認試験の数量(令和元年度)

立会立入期間	※12/31に1混合所閉鎖							
	5/15~30	6/4~20	7/2~26	7/2~29	10/17~29	11/7~20	1/15~31	1/15~30
地区(種別)	山口立入	島根立会	広島Ⅰ立会	広島Ⅱ立入	山口立会	島根立入	広島Ⅱ立会	広島Ⅰ立入
混合所数	12	15	12	10	12	15	10	※11
マーシャル密度								
件数	12	67	98	10	84	15	85	11
供試体数	36	201	294	30	252	45	255	33
マーシャル安定度								
件数	12	65	87	10	72	15	75	11
供試体数	36	195	261	30	216	45	225	33
抽出試験								
件数	12	62	71	10	65	15	61	11
試料数	36	186	213	30	195	45	183	33
動的安定度								
件数	—	5	26	—	18	—	14	—
供試体数	—	15	78	—	54	—	42	—
データ提出期限	7/10		9/5		12/4		3/4	
事前審査委員会	7/24		9/19		12/18		3/18	

■ 事前審査における確認試験費用(令和元年度)

総額概算:約20,000千円		(税抜き単価)
・密度試験:	1 供試体当たり	1,500円
・マーシャル安定度試験:	3 供試体当たり	3,800円
・アスファルト抽出試験(ふるい分け試験を含む):	1 試料当たり	12,500円
・動的安定度試験(ホイールトラッキング試験)	: 1 供試体当たり	27,000円

3) 確認試験に対応する試験機

確認試験を実施する試験機関として、年間の試験件数が昨年度と同程度実施できる試験機を保有していること。

なお、1)③に記載の試験方法に対応するための試験機を以下のとおり参考として示す。

確認試験項目	確認試験に対応する試験機	確認試験件数/個数
a.密度試験	電子天秤 1台	382/1,146
b.安定度試験	自動測定式マーシャル試験機 1台	347/1,041
c.抽出試験	自動遠心抽出機3連式 2台	307/921
d.ふるい分け試験	自動ふるい分け機(ロータップ) 1台	307/921
e.ホイールトラッキング試験	ホイールトラッキング試験3連式 1台	63/189

注) 確認試験の件数は令和元年度の実施件数であり、個数は供試体数を示す(抽出試験は試料数)

公募申請時において、試験機を保有していない機関が公募申請を行う場合、令和2年12月25日までに試験機を導入し試験実施が可能となることを確約する誓約書(様式自由)及び試験機導入に係る関係資料の写しを提出すること。

確認試験に対応する試験機のうち、現行の指定試験機関が使用している自動測定式マーシャル試験機1台、自動遠心抽出機3連式2台及びホイールトラッキング試験3連式1台の試験機については、現行の指定試験機関は、次期の指定試験機関が購入可能であることを審査委員会に対して示している。試験機導入にあたって参考として示す。

4) 確認試験に対応する技術者

確認試験を実施する試験機関は、専門技術者を1名、試験員を2名以上(専門技術者との兼務は認めない)有していること。なお、専門技術者に関する要件は(5) 予定技術者に対する要件のとおりとする。

(5) 予定技術者に対する要件

1) 予定専門技術者

本公募でいう予定専門技術者とは、アスファルト舗装に関する高い技術力、知識を有し、本制度に関する仕組み等を熟知しているものをいい、下記の資格要件のいずれかを有していること。

○資格要件

- ・技術士(総合技術監理部門(建設部門)又は建設部門)、一級土木施工管理技士、一級舗装施工管理技術者、一級建設機械施工技士のいずれかの資格を有し、アスファルト混合物の製造・品質管理または舗装工事の施工管理の実務経験が5年以上ある者
- ・アスファルト混合物の製造・品質管理または舗装工事の施工管理の実務経験が13年以上ある者

5. 申請書類について

(1) 申請書類(下記の様式ー1~4及びその他)の内容は下記のとおり。

- ・公募参加申請書 (様式ー1)
- ・所在している拠点 (様式ー2)
- ・業務実施体制 (様式ー3)
- ・予定専門技術者 (様式ー4)
- ・その他(必要な添付書類:予定専門技術者の資格及び実務経験等を証す証明書類(資格証、登録証、合格証等)の写し、4.(2)共同企業体関係、4.(4)試験機関に関する要件関係)

(2) 申請書類作成の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
所在している拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・中国地方の業務拠点(配置予定専門技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を記載する。 ・記載様式は様式ー2とする。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務分担について記載する。 ・単独企業、共同体企業、いずれの場合においても、業務の分担を記入する。 ・配置予定専門技術者を記載する。 ・確認試験実施に従事する試験員の人数を記入する。 ・確認試験実施に対応する試験機の保有状況について記入する。(公募申請時において、試験機を保有していない場合は、令和2年12月25日までに試験機を導入することが確認できる誓約書(様式自由)及び関係資料を別途提出する旨を記入し、併せて添付すること。) ・事前審査における確認試験費用(単価)の参考見積として、密度試験、動的安定度試験の1供試体当たりの試験単価をアスファルト抽出試験(ふるい分け試験を含む)は1試料当たりの試験単価を記入する。また、マーシャル安定度試験の3供試体当たりの試験単価を記入する。なお、事前審査における確認試験費用(単価)の参考見積は、試験コストを確認するためのものであり、審査委員会が指定試験機関としての試験単価を決定するものではない。 ・記載様式は様式ー3とする。
予定専門技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・予定専門技術者について、資格・実務経験等について記載する。 ・保有資格の資格証(登録証)等の写しを添付すること。 ・記載様式は様式ー4とする。

6. 公募要項及び申請書類の交付等

(1) 交付場所(担当部署)

〒730-8530

広島県広島市中区上八丁堀6-30

アスファルト混合物事前審査制度検討委員会事務局
国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課 検査係
電話 082-221-9231(代表) 内線 3313
FAX 082-227-5222

(2) 交付方法

上記(1)担当部署において交付する。

(3) 交付期間

令和2年10月1日(木)から令和2年10月22日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで

7. 申請書類の提出先

提出期間:令和2年10月1日(木)から令和2年10月22日(木)まで

提出場所:6. (1)に同じ。

提出方法:上記の担当部署へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る。)によること。

8. 公募要項の内容についての質問の受付及び回答

(1) 公募要項に対する質問は次に従い提出することができる。(様式は自由)

1) 受付期間:令和2年10月1日(木)から令和2年10月15日(木)まで

2) 受付時間:休日を除く毎日9時30分から17時30分まで。

3) 提出場所:6. (1)に同じ。

4) 提出方法:上記の担当部署へ持参、郵送又は FAX(郵送・FAX の場合には着信を確認すること。)によること。

(2) 質問書の提出にあたっては、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(3) 質問に対する回答は令和2年10月20日(火)18時00分までに、FAX で行う。

9. 公募の審査結果等について

(1) 公募の審査結果は、応募者に平成2年10月29日(木)頃、FAX にて通知する。

(2) 非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、制度委員会に対して非選定理由について書面をもって説明を求めることができる。書面の受付は6. (1)にて行う。なお、回答は受付を行った日の翌日から起算して10日以内に書面をもって行う。書面の提出は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る)することにより提出するものとし、FAXによるものは受け付けない。

(3) 制度委員会は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

10. 試験機関の指定について

本制度の公募の審査結果における選定者を制度委員会において通知し、審査委員会は、選

定者を事前審査の試験機関として指定する。

11. その他

(1) 秘密の保持等について

- 1) 公募参加者は、本公募の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2) 公募参加者は、本公募処理の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ公募担当部署の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 3) 公募参加者は、本公募に関して公募担当部署から貸与された情報その他知り得た情報を5.申請書類中に記載される者以外の者には秘密とし、また、本制度の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4) 公募参加者は、本公募に関して公募担当部署から貸与された情報、その他知り得た情報を本公募終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5) 取り扱う情報は、本公募のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、公募担当部署の許可なく複製しないこと。
- 6) 公募参加者は、本制度の遂行において貸与された公募担当部署の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに公募担当部署に報告するものとする。

(2) 4. (1). 5)の「資本関係・人的関係」とは、下記による。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 参加申請書等の作成、提出に関する費用は公募参加者の負担とする。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、公募参加を無効とする。

(6) 提出された申請書類は返却しない。なお、提出された申請書類は公募の選定以外に公募参加者に無断で使用しない。

(7) 公募申請書類の提出後において原則として記載された内容の変更は認めない。軽微なもの(誤植、資格(登録証)等の写しの添付忘れなど)で公募担当部署の了承を得たのみ該当部分の再提出を認める。

(8) 公募参加者は申請書類提出後、この公募要項についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

公募参加申請書

令和 年 月 日

アスファルト混合物事前審査制度検討委員会委員長
中国地方整備局企画部総括技術検査官 殿

提出者) 住所
電話番号
F A X
会社名
代表者 役職名 氏名 印

作成者) 担当部署
氏名
電話番号
F A X
E-mail

令和2年10月1日付けで公告がありました「アスファルト事前審査制度指定試験機関」に係る公募に参加したく資料(申請書類は様式－1～4及び添付書類)を添えて申請します。

試験・分析機関として法令、規則等を遵守し、公正で客観的かつ品質の高い試験結果を提供するとともに、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと並びに申請書類の内容についても事実と相違ないことを誓約します。

・ 所在している拠点を1つ記載する。

住所	
電話番号	
F A X	
組織名（会社名）	
役職名 代表者氏名	

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：1者単独、共同企業体いずれにおいても業務の分担について記載する。

注2：共同企業体により業務を実施する場合は備考欄に共同企業体の構成員である旨を記述するとともに企業名等を記述すること。また代表者はその旨を記述すること

・予定技術者の業務実施体制

○予定専門技術者

予定専門技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容	備考

注：氏名にはふりがなをふること

※共同企業体の場合は備考欄に記載すること

○確認試験に従事する試験員

試験員	配置予定人数	人
-----	--------	---

※試験員は、予定専門技術者との兼務は認めない。

・確認試験に対応する試験機の保有状況または保有予定

確認試験項目	試験項目に対応する試験機	台数	備 考
密度試験	電子天秤	台	
安定度試験	自動測定式マーシャル試験機	台	
抽出試験	自動遠心抽出機 単式 or 連式	台	連式の場合は、連数を記載
ふるい分け試験	自動ふるい分け機	台	
ホイールトラッキング試験	ホイールトラッキング試験 単式 or 連式	台	連式の場合は、連数を記載

※公募申請時において、上記試験機を保有していない場合は保有予定を記入する。また、令和2年12月25日までに試験機を導入することが確認できる誓約書（様式自由）及び関係資料を別途提出する旨を記入し、併せて添付すること。

(様式-3)

・事前審査における確認試験費用（単価）参考見積

確認試験項目		試験単価 (税抜き)	備考
密度試験	1供試体当たり	円	
マーシャル安定度試験	3供試体当たり	円	
アスファルト抽出試験	1試料当たり	円	ふるい分け試験含む
動的安定度試験 (ホイールトラッキング試験)	1供試体当たり	円	

※事前審査における確認試験費用（単価）の参考見積は、試験コストを確認するためのものであり、審査委員会が指定試験機関としての試験単価を決定するものではない。

・ 予定専門技術者

ふりがな ① 氏名		② 生年月日	
③ 所属・役職			
④ 資格及び実務経験			
資格等			
・技術士(部門: 分野: 登録番号:)		取得年月日:)	
・一級舗装施工管理技術者(登録番号:)		取得年月日:)	
・一級土木施工管理技士(登録番号:)		取得年月日:)	
実務経験			
・技術士(総合技術監理部門(建設部門)又は建設部門)、一級土木施工管理技士、一級舗装施工管理技術者、一級建設機械施工技士のいずれかの資格を有し、アスファルト混合物の製造・品質管理または舗装工事の施工管理の実務経験が5年以上ある者			
・アスファルトの混合物の製造・品質管理または舗装工事の実務経験が13年以上ある者			
注: 資格等はその証明書(登録証)等の写しを添付すること。			
⑤ 実務経験の経歴 (* 最大2件。上記の実務経験に対応するものを記述)			
業務分類	業 務 名	発注機関等	履行期間
実務経験 (従事機関名)		役職	従事期間
業務履行場所			
業務分類	業 務 名	発注機関等	履行期間
実務経験 (従事機関名)		役職	従事期間
業務履行場所			